

## 給与収入があった人の申告

### ●源泉徴収票がある場合

- ① 給与所得の源泉徴収票の「支払金額」欄の金額を、申告書表面「給与力」欄に記入してください。
- ※ 2か所以上からの給与収入がある方は、支払金額の合計を記入してください。
- ② 給与所得の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄の金額を、申告書表面「給与⑥」欄に記入してください。
- ③ 申告書表面「3 所得から差引かれる金額に関する事項」について記入してください。

### ●日給等のため源泉徴収票がない場合

- ① 申告書裏面「6 給与所得の内訳」欄に、1月～12月の日給、勤務日数、月収、賞与等、1年間の収入の合計額、勤務先に関する事項を記入してください。(手取り額ではなく、社会保険料や所得税などを差し引く前の金額で計算します。)
- ② 1年間の収入の合計額を、申告書表面「給与力」欄に記入してください。
- ③ 給与収入金額から、下記の速算表を参考に給与所得金額を計算し、申告書表面「給与⑥」欄に記入してください。
- ④ 申告書表面「3 所得から差引かれる金額に関する事項」について記入してください。

### 〈記載例〉

6 給与所得の内訳  
(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない方は記入してください。)

月	日給	勤務日数	月収
1	7,500円	20	150,000円
2	7,500	20	150,000
3	7,500	20	150,000
4	7,500	20	150,000
5	7,500	20	150,000
6	7,500	20	150,000
7	7,500	20	150,000
8	7,500	20	150,000
9	7,500	20	150,000
10	7,500	20	150,000
11	7,500	20	150,000
12	7,500	18	135,000
賞与等			268,000円
合計			2,053,000
勤務先所在地 木津川市木津〇〇			
勤務先名 ××商事(株)			
電話番号 0774-〇〇-××××			

## 申告書の記載例

収入金額等	事業		ア	601	300,000円	
	1 収入金額	営業	イ	602		
不動産		ウ	603	600,000		
利子		エ	604			
配当		オ	605			
給与		カ	701	2,053,000		
雑		公的年金等	キ	96	2,000,000	
		業務	ク	697		
		その他	ケ	606		
		短期	コ	-		
		長期	サ	-		
		一時	シ	-		
2 所得金額	事業	①	01	100,000		
	営業	②	02			
	不動産	③	04	500,000		
	利子	④	05			
	配当	⑤	06			
	給与	⑥	07	1,256,400		
	雑	公的年金等	⑦	-	900,000	
		業務	⑧	797		
		その他	⑨	97		
		合計	⑩	08	900,000	
		総合譲渡・一時	⑪	-		
	合計	⑫	112	2,756,400		

### ●給与所得金額の速算表

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額
550,999円まで	0円
551,000円～1,618,999円	収入-550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	(収入÷4)*2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	(収入÷4)*2.8-80,000円
3,600,000円～6,599,999円	(収入÷4)*3.2-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入×90%-1,100,000円
8,500,000円以上	収入-1,950,000円

※ (収入÷4) は、千円未満を切り捨てて計算します。

## 公的年金等の収入があった人の申告

- ① 公的年金等の源泉徴収票の「支払金額」欄の金額を、申告書表面「公的年金等キ」欄に記入してください。
- ※ 2か所以上からの公的年金収入がある方は、支払金額の合計を記入してください。
- ※ 遺族年金、障害年金等の非課税年金の受給額は、収入金額に含めないでください。
- ② ①の公的年金収入から、下記の速算表を参考に雑所得金額を計算し、申告書表面「雑⑦」欄に記入してください。
- ③ 申告書表面「3 所得から差引かれる金額に関する事項」について記入してください。

### ●公的年金等に係る雑所得金額の速算表

受給者の年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等の雑所得の金額		
		年金所得以外に係る合計所得金額		
		1千万円以下	1千万円超2千万円以下	2千万円超
令和5年12月31日現在 65歳以上の人 〔昭和34年1月1日以前に生まれた人〕	3,299,999円まで	収入-1,100,000円	収入-1,000,000円	収入-900,000円
	3,300,000円～4,099,999円	収入×75%-275,000円	収入×75%-175,000円	収入×75%-75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入×85%-685,000円	収入×85%-585,000円	収入×85%-485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入×95%-1,455,000円	収入×95%-1,355,000円	収入×95%-1,255,000円
	10,000,000円以上	収入-1,955,000円	収入-1,855,000円	収入-1,755,000円
令和5年12月31日現在 65歳未満の人 〔昭和34年1月2日以後に生まれた人〕	1,299,999円まで	収入-600,000円	収入-500,000円	収入-400,000円
	1,300,000円～4,099,999円	収入×75%-275,000円	収入×75%-175,000円	収入×75%-75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入×85%-685,000円	収入×85%-585,000円	収入×85%-485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入×95%-1,455,000円	収入×95%-1,355,000円	収入×95%-1,255,000円
	10,000,000円以上	収入-1,955,000円	収入-1,855,000円	収入-1,755,000円

(注) マイナスの場合は、「0円」になります。

### ●所得金額調整控除

以下に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合  
ア. 本人が特別障害者に該当する イ. 年齢23歳未満の扶養親族を有する ウ. 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する  
所得金額調整控除額 = (給与等の収入金額 [上限1,000万円] - 850万円) × 10%

(2) 給与収入と年金収入等の双方があり、それらの所得金額の合計が10万円を超える場合  
所得金額調整控除額 = 給与所得控除後の給与等の金額 [上限10万円] + 公的年金等に係る雑所得の金額 [上限10万円] - 10万円

※ 1、2の両方に該当する場合は、1の控除後に2の金額を控除します。